

# Weekly Report

第445号  
平成30年 2月13日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 確定申告を行う際の主な注意点等は

所得税の確定申告が2月16日から始まります。主に以下のような点に注意しましょう。

◎医療費控除……「医療費控除の明細書」の提出が必要となり、領収書の提出等は不要となりました。ただし、従来どおり領収書の提出等による申告も可能です。なお、医療費から差し引く保険金などは、給付の対象となった医療費を限度に差し引きます。

◎ふるさと納税……ワンストップ特例制度を申請している方が確定申告を行う場合には、特例を適用できないため、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて申告する必要があります。

◎雑損控除……災害や盗難等で資産に損害を受けた場合に適用できますが、生活に通常必要でない資産（貴金属、書画、骨董など）は対象外です。

◎給与以外に副収入等がある場合……年末調整を行った給与所得者でも、ネットビジネスや仮想通貨の売却などによる所得が20万円を超え

る場合には、確定申告が必要となります。

◎上場株式等の繰越損失がある場合……1年間取引をしなかった場合でも、損失を繰り越すには申告が必要です。なお、譲渡益から繰越損失を控除した場合は、控除前の金額が合計所得金額に加算されます。

◎国外所得がある場合……居住者は国外で得た所得も申告します。なお、29年末時点で5千万円超の国外財産を保有している場合、国外財産調書の提出が必要です。（30年3月15日が提出期限）。

◎マイナンバーの記載等……確定申告書には税務署へ提出する都度、マイナンバーを記載します。また、提出する際に本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります（e-TAXの場合は不要）。

## NISAのロールオーバーは全額可能に

26年から開始された一般NISAの非課税期間は最長5年間のため、26年分の非課税期間が今年で終了します。

NISA口座内に上場株式等を保有したままで非課税期間を終了した場合は、その時点での時価を取得価額として、①翌年の非課税投資枠に移す（ロールオーバー）、②特定口座などの課税口座に移すことができます。

これまでロールオーバーが可能な金額は、非課税投資枠（120万円）の範囲内になっていましたが、制度改正により上限金額が撤廃され、非課税期間終了時の上場株式等の時価が120万円を超える場合でも、すべてをロールオーバーできます。

## 30年度協会けんぽの保険料率が決定

主に中小企業が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の30年度の保険料率が決定しました。健康保険料率については、都道府県ごとに異なる料率が設定されていますが、30年度から改定されるのは42支部（引上げ18支部、引下げ24支部）、据え置きが5支部となりました。

また、40歳～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する全国一律の介護保険料率は、1.57%（現行1.65%）に引き下げとなります。

これらは3月分（4月納付分）から適用です。